

平成 24 年第 1 回定例会

予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第 101 号

平成 24 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・・・ 1

平成 24 年 6 月 18 日

環境生活部

平成24年度三重県一般会計補正予算(第2号)主要項目

※補正予算総額

89,377 千円

(単位：千円)

款 項 目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明(主要要因) ()は新規雇用 予定人数
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(3) 文化振興費	文化振興関連緊急雇用創出事業費	3,090	3,312	6,402	緊急雇用創出事業((新)三重の文化情報発信事業)の実施による増(2名)
(10) 美術館費	美術館関連緊急雇用創出事業費	5,253	3,218	8,471	緊急雇用創出事業(美術館業務充実強化事業)の実施による増(2名)
4 衛生費					
6 環境保全費					
(2) 廃棄物対策費	災害廃棄物適正処理促進事業費	3,812	74,147	77,959	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に要する経費の増
(3) 環境指導費	生活排水総合対策指導事業費	2,294	8,700	10,994	緊急雇用創出事業((新)浄化槽台帳整備事業)の実施による増(6名)
【歳入】	(節区分)				
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	75,798	15,230	91,028	
14 諸収入					
5 受託事業収入					
(3) 衛生関係受託事業収入	東日本大震災災害廃棄物処理等受託事業収入	0	74,147	74,147	

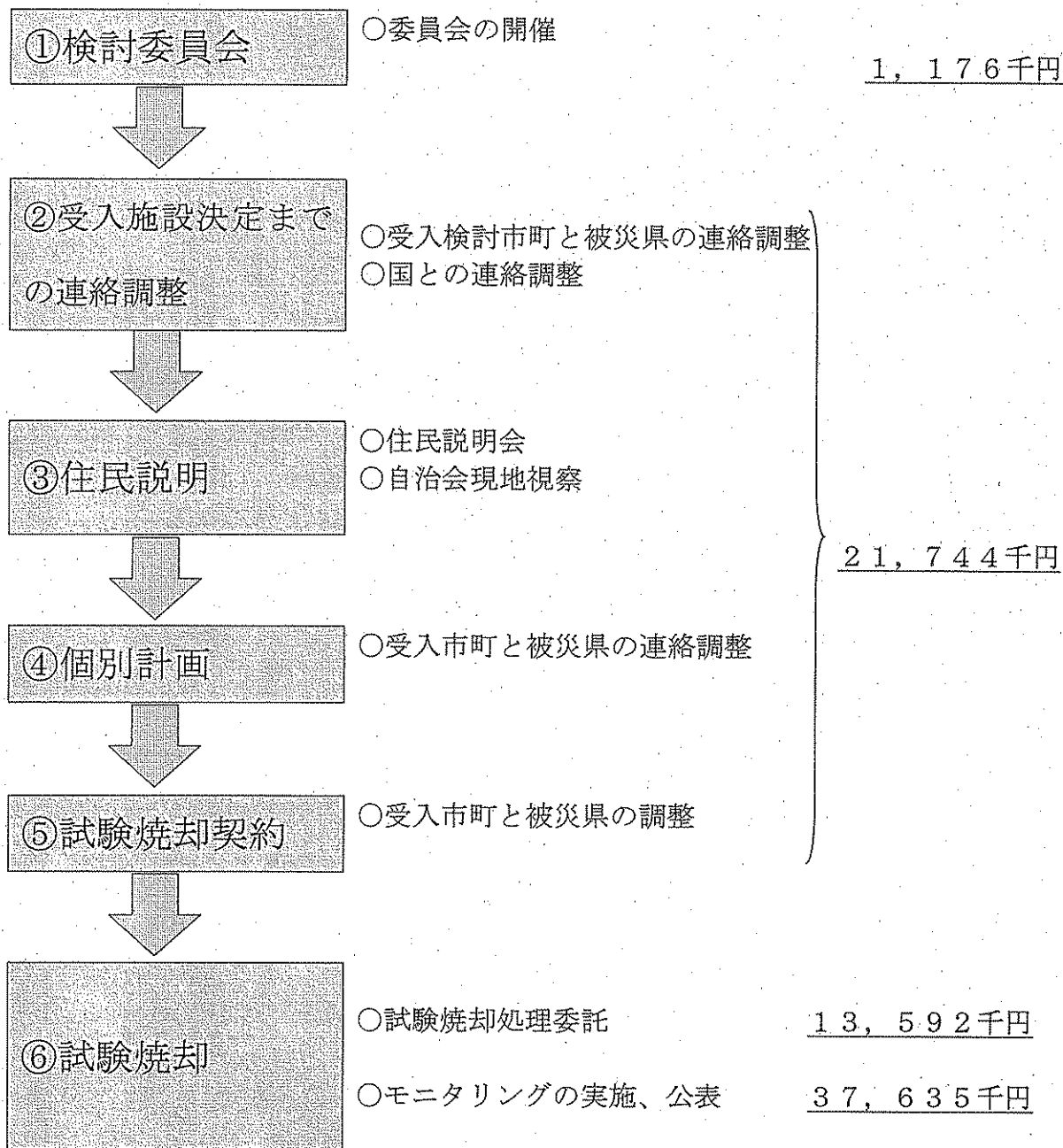
災害廃棄物適正処理促進事業費の内訳(平成24年度三重県一般会計補正予算(第2号))

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. 三重県災害廃棄物広域処理検討委員会の運営 | 1,176 千円 |
| 専門家5名による検討委員会を設置し、ガイドラインの策定及びモニタリング結果の検証を行う。 | |
| 【主な内容】 | 委員報償費・旅費 等 |
| 2. 受入市町決定までの連絡調整、住民説明、結果の公表 | 21,744 千円 |
| 市町による処理を促すため、受入想定市町等の住民を対象とした説明会の開催や、被災地の現地状況調査等を実施し、被災県との基本協定の締結、受入想定市町と個別計画の策定を行う。 | |
| 【主な内容】 | 説明会開催経費、現地調査のための旅費 等 |
| 3. 試験焼却処理委託 | 13,592 千円 |
| 受入を決定した市町までの県内における災害廃棄物の運搬及び試験焼却の委託等を行う。 | |
| 【主な内容】 | 災害廃棄物の運搬委託、試験焼却の委託 等 |
| 4. モニタリングの実施、公表 | 37,635 千円 |
| 搬入予定の災害廃棄物や、運搬中、試験焼却における放射線量の測定等及び結果の公表を行う。 | |
| 【主な内容】 | モニタリングのための機器の整備
放射線濃度等の分析委託 等 |

事業費 計 74,147 千円

災害廃棄物適正処理促進事業費について

受入検討から試験焼却までの経費（7施設分）



合計 74,147千円

三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン

環境生活部
廃棄物対策局

目的

東日本大震災により発生した災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めることにより、災害廃棄物の処理における安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資すること

目安値

- ・災害廃棄物の受入時 100ベクレル/kg以下
(国：240～480ベクレル/kg以下)
- ・焼却灰の埋立処分時 2,000ベクレル/kg以下
(国：8,000ベクレル/kg以下)
- ・再生利用製品 100ベクレル/kg以下 (国と同じ)

対象者

県内に搬入される災害廃棄物の処理を行う人

処理対象

宮城県及び岩手県の災害廃棄物 ※福島県は処理対象外
木くず又は木くずを含む混合廃棄物 (可燃廃棄物)

受入手続

処理体制の検討

施設設置者は地元意見等を勘案して受入条件を検討し、県と市町が共同で住民説明を実施します。

受入調整・現地調査

被災市町村と搬入量を調整し、現地調査を実施して処理体制を確定します。

協定書の締結

環境省の立会いのもと、県が宮城県及び岩手県と締結します。

個別計画の策定

搬出自治体等の実状を勘案して、具体的な計画を策定します。

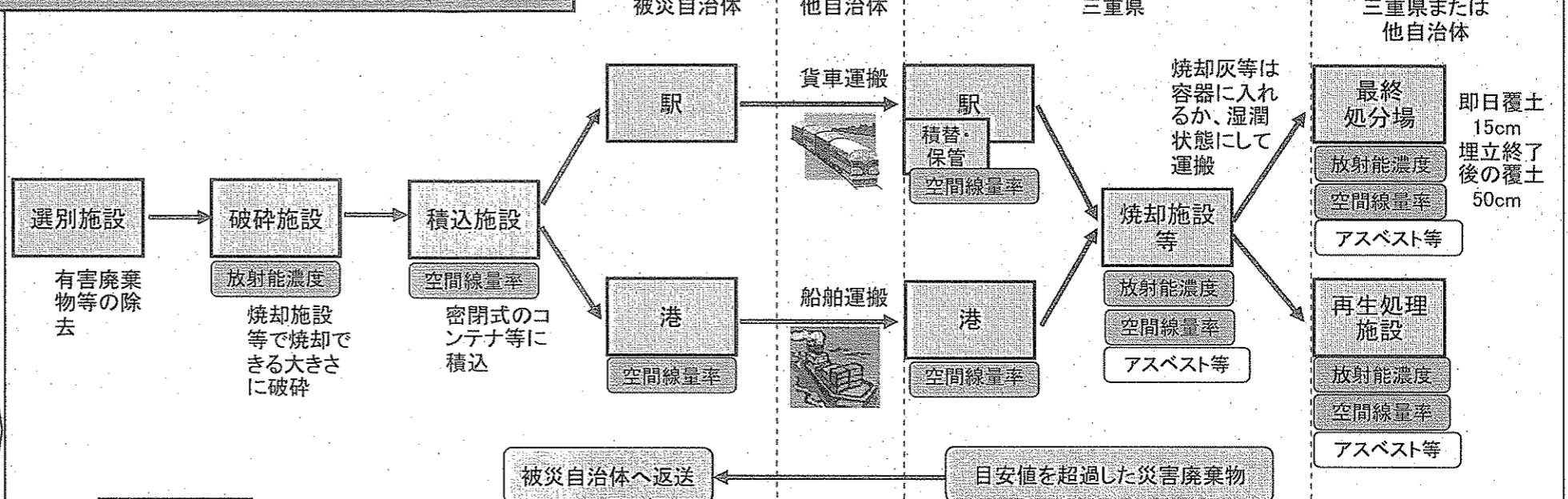
試験焼却

受入時と同条件での試験焼却を実施します。

処理契約の締結

被災自治体と受入自治体とで契約を締結します。

処理工程とモニタリング (標準的な場合)



測定項目

- 放射能濃度
【破碎施設】 災害廃棄物
【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】 災害廃棄物、排ガス、排水、排水汚泥、焼却灰、再生利用製品

- 空間線量率
【積込施設】 災害廃棄物
【港】 災害廃棄物
【輸送経路・港】 保管施設の敷地境界
【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】 場内、敷地境界、周辺地区

- 【焼却施設等・最終処分場・再生処理施設】
- アスベスト(石綿) 敷地境界
- 塩化水素、ダイオキシン類等 排ガス
- ダイオキシン類、重金属類等 排水

※災害廃棄物の受け入れの開始初期には、測定頻度を多くして実施。(例：週1回→毎日等)

情報公開

県、被災自治体、処理施設設置者が実施した測定結果をすぐにホームページ等で公表

処理の安全性の確認

災害廃棄物の処理を支援

被災自治体の復興